

仕 様 書

1 委託業務名

宮城県次期税務総合管理システム開発に係る現状分析等支援業務

2 業務目的

宮城県税務総合管理システム（以下、「現行システム」という。）について調査及び分析を行い、本県独自の業務慣習やシステム機能を可視化するとともに、次期税務総合管理システム（以下、「次期システム」という。）として想定される製品・サービス等との適合性を評価する。また、業務標準化及びB P R（業務改革）の観点から課題整理を行い、将来的なシステム再構築に向けた基礎資料を作成することを目的とする。さらに、市場調査としてR F I（情報提供依頼）を実施し、実現可能なシステム方式、導入・運用に係る概算費用等を把握する。

3 委託業務期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 履行場所

本県が指定する場所又は受託者の申請により本県が認めた場所

5 業務内容

受託者は、次の（１）から（５）に掲げる各業務について、実施手順、実施体制及びスケジュールを整理した実施計画を作成し、発注者と協議の上、業務を実施すること。

なお、本仕様書における「標準機能」とは、都道府県向け税務システムパッケージ製品、S a a S型サービスその他関連する製品・サービスにおいて、個別カスタマイズを前提とせず提供される機能をいう。

（１）現行システム及び現行業務の調査

受託者は、現行システム及び現行業務の調査を実施し、次の事項について整理すること。

- ア 現行システムの機能構成、システム構成
- イ 現行業務の流れ及び業務概要
- ウ 各システム機能の利用状況
- エ データ連携及び外部システム連携の状況
- オ 現行業務として実施されている本県固有の事務手続き、業務運用及び運用ルール

(2) 現行システム及び現行業務に係る分析及び課題整理

受託者は、(1)の結果を基に、次の事項について整理すること。

- ア 現行システム及び現行業務に係る課題
- イ 本県固有の事務手続き、業務運用及び運用ルール必要性
- ウ 業務標準化及びB P Rの観点からの改善余地

(3) 市場・標準機能調査に係るR F I 実施支援及び実施結果の整理

受託者は、都道府県向け税務システムパッケージ製品、S a a S型サービスその他関連する製品・サービスについて市場調査を行い、R F I の候補となる事業者案を提示すること。

また、県が実施するR F I について、R F I 資料及び質問票の作成、情報提供依頼先事業者案の提示、回答回収等に係る支援を行い、次期システムの検討に必要となる情報、意見等の収集を支援すること。

その上で、(1)及び(2)で整理した現行システム及び現行業務の状況、課題等と照らし合わせて、回答内容の分析及び比較を行うこと。

なお、調査及び分析に当たっては、特定の製品又は事業者に偏ることなく、中立的かつ客観的な立場で実施すること。

R F I においては、主に以下の事項を確認するものとする。

- ア 製品又はサービスの概要及び導入実績
- イ 標準機能の概要
- ウ カスタマイズ対応可否
- エ 現行システム及び現行業務との適合可能性
- オ 想定される導入方式及び導入スケジュール
- カ 運用保守体制
- キ セキュリティ対策
- ク データ移行に係る基本的な考え方
- ケ (4)を整理するために必要となるその他確認事項

(4) 標準機能との適合性分析及びギャップ整理

受託者は、(2)及び(3)の結果を基に、次の事項について整理すること。

- ア 現行システム及び現行業務と標準機能との適合性分析及びギャップ分析
- イ 各ギャップの発生要因及び業務上の必要性の分析
- ウ 各ギャップが業務及びシステムに与える影響度
- エ 各ギャップへの対応に係る選択肢及び検討論点

（５）次期システム候補の比較整理及び今後の検討事項の整理

受託者は、（１）から（４）までの結果を基に、次期システムの候補となり得るシステムについて、各候補の機能面、費用面、導入・運用面その他必要な観点から、次年度以降の基本構想、要件定義及び調達検討に向けて、継続して検討すべき事項、追加調査が必要な事項、関係者間で判断が必要な事項等を整理すること。

６ 成果品

（１）提出成果品

受託者は、５に掲げる業務の実施結果として、次に掲げる成果品を提出すること。

- ア 現行業務・システム調査報告書
- イ 現行業務・システム課題整理資料
- ウ R F I 実施結果報告書
- エ 適合性分析及びギャップ報告書
- オ 次期システム候補比較報告書

（２）成果品の内容及び作成要件

- ア 本業務における調査、分析及び検討結果を体系的に整理したものとし、課題並びに対応に係る選択肢及び検討論点を含め、次期システムの将来像策定、要件定義及び調達方針の検討に資する内容とすること。
- イ 成果品の作成に用いた各種一覧表、集計資料その他関連資料についても併せて提出すること。

（３）提出形式

Microsoft Office 形式等による編集可能な電子データ及びPDF形式で提出すること。

（４）提出方法及び媒体

契約締結後に発注者と協議の上決定すること。

（５）提出先

宮城県総務部税務課（宮城県仙台市青葉区本町３丁目８－１）

7 現行システムの対象範囲

本業務における調査対象となる現行システムは、主に次のサブシステムにより構成される。

- あて名管理サブシステム
- 個人県民税サブシステム
- 県民税利子割サブシステム
- 証券二税サブシステム
- 法人二税サブシステム
- 個人事業税サブシステム
- 不動産取得税サブシステム
- 県たばこ税サブシステム
- ゴルフ場利用税サブシステム
- 自動車二税サブシステム
- 鉾区税サブシステム
- 軽油引取税サブシステム
- 狩猟税サブシステム
- 産業廃棄物税サブシステム
- 再エネ地域共生税サブシステム
- 宿泊税サブシステム
- その他税サブシステム
- 収納管理サブシステム
- 滞納整理サブシステム
- 共通管理サブシステム